

令和7年1月

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の一部改正について

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領について、次のとおり改正します。

記

監理技術者等の途中交代について、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」が改正され、働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代できることとされた趣旨に鑑み、改正を行います。

また、主任技術者経歴書について、元請下請の別や主任技術者の従事期間などの記載方法について、注釈を追加するなどし、記載内容を明確にするため改正を行います。

詳細は「[監理技術者等の配置に関する事務取扱要領](#)」をご確認ください。

【適用時期】

令和7年2月1日以降に発注する案件から適用